

長崎技術科教育研究会会則

第一章 総則

- 第一条 (名称) 本会は長崎技術科教育研究会と称す。
- 第二条 (目的) 本会は教育現場担当者と大学の関係者が協力して技術科教育に関する研究を行うと共に、その実践にかかわる教材についての再検討・開発を行い、技術科教育の充実・発展および会員相互の研究交流・親睦をはかることを目的とする。
- 第三条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究会(実践報告会)、講演会、学習会などを開催する。
 2. 機関誌(実践報告集)を刊行する。
 3. その他必要な事項。

第四条 (事務局) 本会は当分の間、長崎大学教育学部工業技術教室に事務局を置く。

- 第五条 (支部) 本会は以下の各地区に支部を置く。
- 「長崎地区」：長崎市 「佐世保地区」：佐世保市
 - 「西彼地区」：西彼杵郡 「島原地区」：島原市、南高来郡
 - 「老岐地区」：老岐郡 「五島地区」：福江市、南松浦郡
 - 「対馬地区」：上県郡、下県郡
 - 「諫早、大村地区」：諫早市、大村市、東彼杵郡、北高来郡
 - 「平戸、松浦地区」：平戸市、松浦市、北松浦郡

第二章 会員

第六条 本会の会員は正会員、学生会員、特別会員、賛助会員および名誉会員よりなる。

[正会員] 正会員は長崎県内で技術科教育に関する実践および研究をしている者、ならびに技術科教育に関心のある教育関係者。県外関係者にあつては長崎大学教育学部出身者および当学部に在職した人で技術科教育に関心のある者。

[学生会員] 学生会員は技術科教育に関連のある県内の大学に籍をおく学生で、正会員の紹介のあつた者。

[特別会員] 特別会員は技術科教育に関心のある人で、正会員の紹介により、本会運営委員会および会長の承認を得た者。

[賛助会員] 賛助会員は、本会の目的を理解し、本会の行う事業について賛助する個人および団体で、本会運営委員会および会長の承認を得た者。

[名誉会員] 名誉会員は定年退職者等を対象とし、永年技術科教育に携わるとともに本会の主催する行事へ積極的に参加し、その発展に貢献したと認められる者で、本会運営委員会の推薦により総会で承認を得た者。

第三章 役員

- 第七条 (役員) 本会の運営を円滑に行うために次の役員を置く。
- (本部役員) 会長 1名、副会長 2名、監事 2名
 - 運営委員 10名(含事務局長、会計担当者 各1名)
 - (支部役員) 支部長 各支部1名
- 第八条 (選出) 会長、副会長、監事は運営委員会で候補者を選出し、総会で決定する。運営委員は正会員中より正会員の推薦により選出し、総会で承認を得た者。支部長は各支部所属の正会員より推薦され、運営委員会の承認を得た者。
- 第九条 (任期) 次期総会終了までの1年間を原則とする。再任を妨げない。
- 第十条 (職務) 会長は本会を代表して会務を総理し、総会および運営委員会を召集する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。運営委員は運営委員会を構成し、本会の目的を達成するための各種事業の立案、計画および実行にかかわる会務を行う。監事は本会の会計を監査する。支部長は各支部を総括し、支部活動の立案、計画を行うと共に本部運営委員会との連絡をはかる。

第四章 機関

第十一条 (総会) 本会は重要な会務の審議や報告を行うために総会を開く。毎年1回開催することを原則とする。

第十二条 (運営委員会) 運営委員会は次の事を審議する。

1. 細則の立案、変更
 2. 事業の立案、実施計画および実行委員会の組織
 3. 総会に提出する議案
 4. その他必要な事項
- (議決) 議事の議決には出席者の過半数以上の賛成を要す。

第五章 会計

第十四条 (経費) 本会の経費は、寄付金、参加者負担金およびその他の収入をもって充てる。

第十五条 (会費) 正会員は年額1,000円の会費を納めるものとする。学生会員は正会員の2分の1の会費を納めるものとする。

第十六条 (会計年度) 次期総会前日までの1年間とする。

第十七条 (予算決算) 本会の予算・決算は総会の承認を得なければならない。

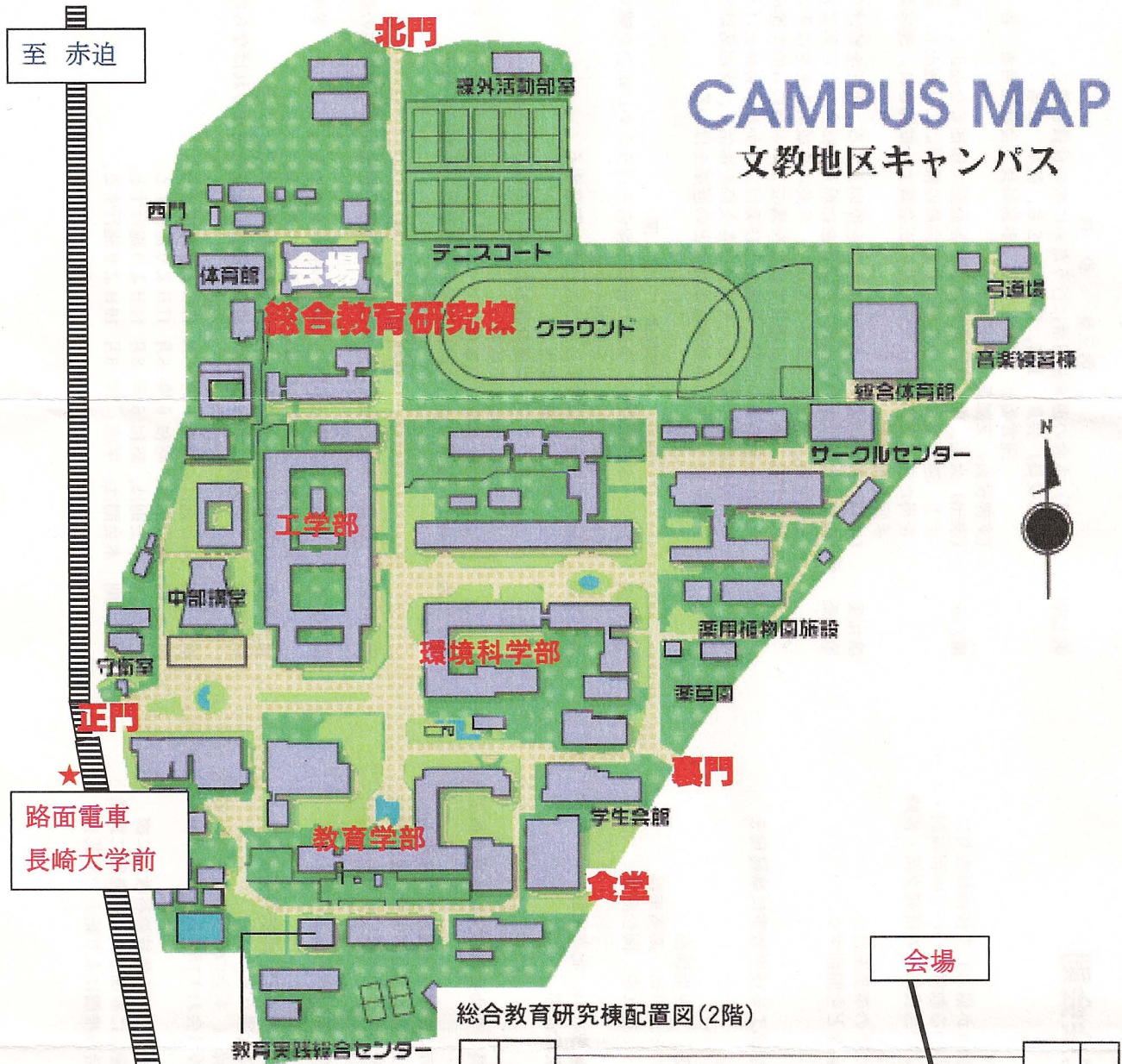
附則 本会則は、昭和61年8月11日より施行する。

附則 本会則は、昭和62年8月11日より施行する。

附則 本会則は、昭和63年8月11日より施行する。

附則 本会則は、平成2年8月16日より施行する。

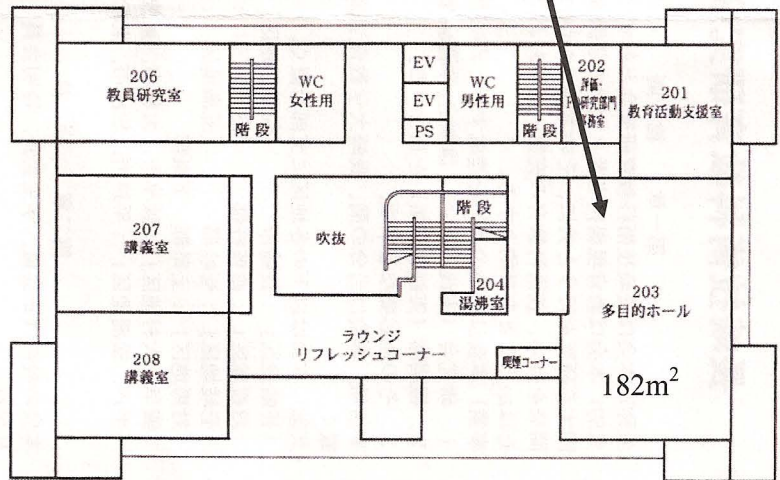
会場案内



路面電車
長崎大学前

至 浦上

総合教育研究棟配置図(2階)



駐車場は、会場前と、臨時駐車場が正門を入ってすぐ右手の中部講堂前にあります。